

自治体の取組みにおけるケーススタディ実施概要(案)

目的

自治体における多頭飼育問題への対応状況の実態を把握する

3つの観点

周辺の環境改善

動物虐待の改善

飼い主への支援
(生活改善)

社会福祉施策との連携の取組みの事例

調査時期： 2019年8月～2020年2月

調査手法： 自治体からの聞き取り、訪問、データ収集、観察

事例分析の方向性

川崎市

- ・予防策(早期発見・対応)のための効果的なアプローチの模索
- ・関連部署・機関と連携するプロセスや留意していた点について丁寧を追う。
- ・客観的な根拠を示すことで連携の必要性を再確認
(独自調査の実施)

長野県

- ・予防策(早期発見・対応)のための効果的なアプローチの模索
- ・多頭飼育に関わる関係者(他部署、市町村等)と業務をよく知ること、連携の糸口を探す取組み
- ・既存の多頭飼育問題事例のモデルケースに基づくワークショップを通じた検討

新潟県

- ・県内で発生した多頭飼育事例の深掘り(2～3件程度)
- ・当事者の属性や多頭飼育に至った背景、解決に向けた対応、結果等を整理
- ・傾向が似た事案の発生頻度が比較的高く、他地域でも参考にできるような事例を抽出

社会福祉施策との連携事例と課題(川崎市)

行政の基礎情報

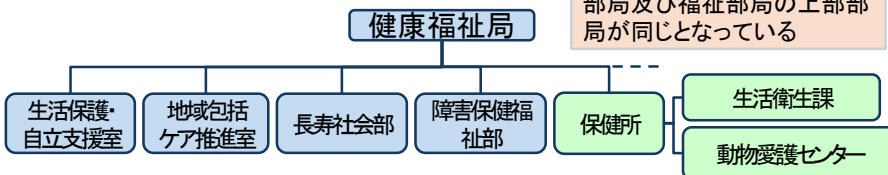
- 人口(2015年)
 - ・ 総数:1,475,213人、人口密度:10,316.2人/km²、平均年齢:42.8歳
- 年齢(2015年)
 - ・ 65歳以上人口:279,482人、65歳以上人口割合:19.5%
- 世帯(2015年)
 - ・ 世帯総数:691,837世帯、
 - ・ 65歳以上の高齢単身者世帯:57,959世帯
- 生活保護統計(2016年度)
 - ・ 実世帯数:24,315、実人員:31,995、保護率(人口千対):21.5‰

※出所:総務省統計局「平成27国勢調査 都道府県・市区町村別統計表」、厚生労働省「厚生統計要覧(平成30年度)」

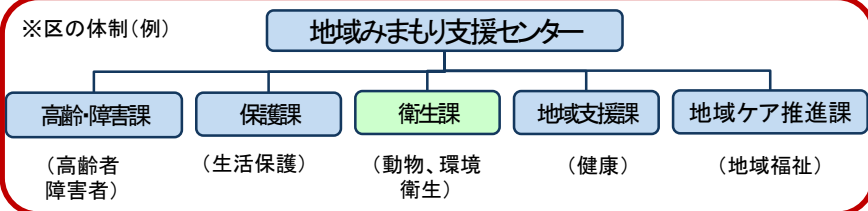
行政の体制

■ 動物管理行政と福祉行政の組織図(抜粋)

【特徴】川崎市・区とも、動物部局及び福祉部局の上部部局が同じとなっている



※区の体制(例)



多頭飼育関係の取組

■ 多頭飼育関係の取組(検討会、研修、パンフ等)

- H27: 多頭飼育対策検討会の設置
 - － 市内の多頭飼育問題を調査。多頭飼育に関する現状把握
 - － 多頭飼育者に福祉事業受援者(高齢者、独居者、障害者、低所得者(およびこれらの複合)など)が一定割合。社会福祉施策との連携の必要性を認識
 - － 解決が難しい段階になる前(予防)段階で衛生課に気軽に相談できる仕組みづくり、衛生課が動物に関する問題等の相談先であることの周知、ペット飼育の基本事項の知識の普及啓発が必要と認識
- H27: 衛生課関係職員、地域包括支援センター職員、近隣自治体向の研修会の実施(ケアマネ兼動物愛護推進員や地域包括支援センター所長が講師)
- 地域包括支援センター所長会議内でペット飼育の基本事項を講義
- 福祉関係部署も忙しいことから「無理のない範囲」で協力を仰ぎながら飼育に関する基本を普及する施策を模索⇒『ペットと暮らす「さ・し・す・せ・そ」』チラシ作成(H28)⇒回覧板で回覧(H30)
- H30年11月: 1か月間にわたる適正飼養キャンペーンを実施。ペットの適切な飼育方法の普及啓発

※川崎市の特徴は住宅密集地における室内飼育による多頭飼育事例が多い。そのため、外から発見されづらく、崩壊状態になって気づくケースも多い。

現在の取組

■ 多頭飼育に関する今年の取組

- 川崎市市内全7区でアンケート調査を実施
 - － 効果的な普及啓発資料配布先・普及啓発活動先の抽出が目的
 - － 1区1か所以上で、アンケート先の種別が重複しないように調整
 - － 一部回収したアンケートによると、介護職員の中には動物問題の相談先が衛生課であると知らない人もいることが判明
 - － アンケート回答を通じて衛生課が相談先であることの周知も図る

社会福祉施策との連携事例と課題(長野県)

行政の基礎情報

■ 人口(2015年)

- 総数:2,098,804人、人口密度:154.8人/km²、平均年齢:48.2歳

■ 年齢(2015年)

- 65歳以上人口:626,085人、65歳以上人口割合:30.1%

■ 世帯(2015年)

- 世帯総数:807,108世帯、
- 65歳以上の高齢単身者世帯:84,134世帯

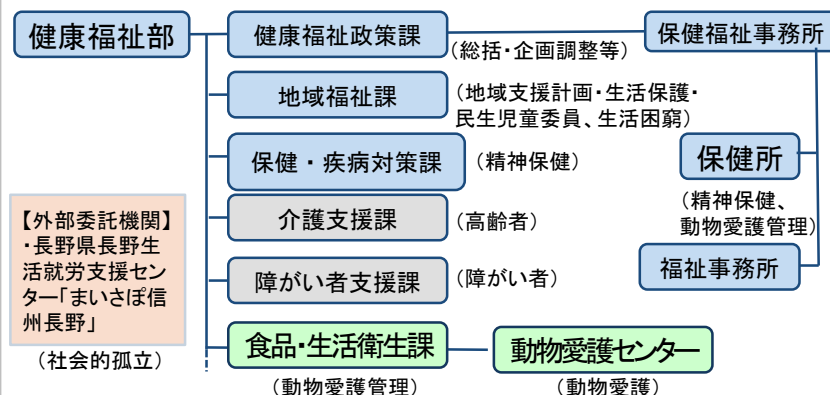
■ 生活保護統計(2016年)

- 実世帯数:6,546、実人員:8,196、保護率(人口千対):4.8%

※出所:総務省統計局「平成27国勢調査 都道府県・市区町村別統計表」、厚生労働省「厚生統計要覧(平成30年度)」

行政の体制

■ 動物管理行政と福祉行政の組織図(抜粋)



多頭飼育関係の取組

■ 多頭飼育関係の取組(勉強会、研修、協議会、パンフ等)

- 長野県においては、食品・生活衛生課が動物行政を、地域福祉課、保健・疾病対策課、介護支援課、障がい者支援課が対象者別に福祉行政を所管しており、明確な連携等はない
- しかし、2018年7月23日(月)に、研修会「地域福祉支援計画における職種連携のための勉強会～多頭飼育崩壊事例と社会的孤立化について考える～」を開催し課題を共有(長野県関係者、環境省及び有識者等)
- 長野県健康福祉部内各課(動物愛護、精神保健、生活保護、公衆衛生分野の職員)、県内福祉事務所を中心に、42名が参加
- さらに、2018年11月20日(火)に、「動物愛護管理行政に関わる多職種連携のための勉強会」を開催。(長野県関係者、環境省担当者、有識者による発表と意見交換。)
- 長野県健康福祉部関係機関(保健所、動物愛護センター)、市町村職員を中心に、44名が参加

※福祉サービスの主体は市町村が基本。

現在の取組

■ 多頭飼育に関する今年の取組予定

- 市町村環境部局(狂犬病予防法担当等)の職員とのワークショップ
- ケーススタディのモデル分析:個別具体の多頭飼育崩壊の事例を抽出し、それらに対してどのように介入・支援が可能かについて動物愛護、福祉、環境担当等多職種によるワークショップを実施
- 動物愛護フェスティバルにおける医師、社会福祉、動物分野の有識者の招へい及び多頭飼育崩壊に係るディスカッション
- 動物愛護部局による社会福祉関係者研修会等での情報提供

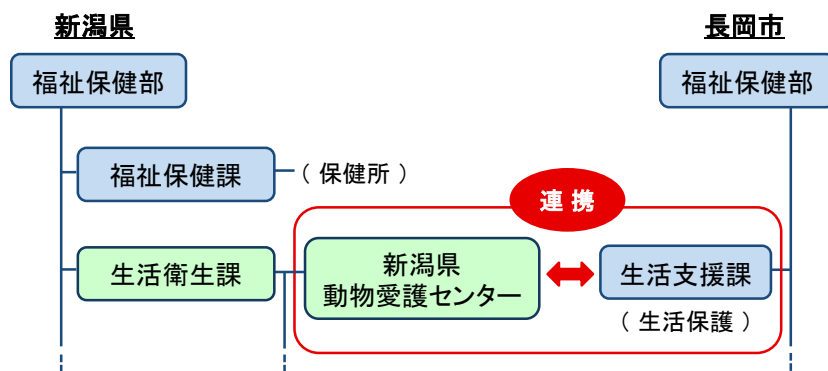
社会福祉施策との連携事例と課題(新潟県)

行政の基礎情報

- 人口(2015年)
 - ・ 総数:2,304,264人、人口密度:183.1人/km²、平均年齢:48.5歳
 - 年齢(2015年)
 - ・ 65歳以上人口:685,085人、65歳以上人口割合:29.9%
 - 世帯(2015年)
 - ・ 世帯総数:848,150世帯
 - ・ 65歳以上の高齢単身者世帯:82,333世帯
 - 生活保護統計(2016年)
 - ・ 実世帯数:7,130世帯、実人員:9,177人、保護率(人口千対):6.2%
- ※出所:総務省統計局「平成27国勢調査 都道府県・市区町村別統計表」、厚生労働省「厚生統計要覧(平成30年度)」

行政の体制

■ 動物管理行政と福祉行政の組織図(抜粋)



多頭飼育関係の取組

- 多頭飼育関係の取組(勉強会、研修、協議会、パンフ等)
 - ・ 新潟県動物愛護センターにて、猫の多頭飼育者に関する調査分析を実施
 - 対象:H24-29年度にセンターに引取り申請を行った猫の多頭飼育者
 - 調査内容:多頭飼育者の引取りに至るまでの生活形態、飼育状況、引き取り後の譲渡、処分状況(統計学的分析を含む)
 - 得られた示唆:社会福祉部門等、関係者との連携を通じた取組の必要性を認識
 - ・ 同センター職員が、長岡市役所生活保護担当課の会議にて講習会を実施(H30.11月)
 - 目的:福祉関係者の啓発、連絡体制の構築
 - ・ 同センターにて、長岡市役所の社会福祉支援者を対象とした猫飼育状況に関するアンケート調査を実施(H30.11月)18名の職員より回答あり
 - ・ 同センターより長岡市役所に多頭飼育者の情報提供を依頼
 - 飼い主の同意が得られれば提供可能との回答あり。実際、1件情報提供があり、未然に多頭飼育崩壊を防止できた。更に、今後、多頭飼育者のリストの提供についても同意が得られた
- ※ 新潟県の特徴として、戸建て・屋外における不適正な猫の多頭飼育事例への対応が中心

現在の取組

- 新潟県動物愛護センターと長岡市役所(生活保護担当課)の連携による猫の多頭飼育対策(H30.6月~H31.1月)(生活支援部局との連携を始めている)
 - 飼い主は一人暮らしの生活保護受給者で、近所からの苦情を踏まえて町内会長が長岡市役所に相談
 - 同市役所より同センターに相談。同センター職員が同市役所職員による現地確認に同行
 - 同センター職員が直接飼い主に対して累次にわたる電話連絡で説得(同センター職員と飼い主間の信頼関係が醸成)
 - 全12頭を同センターが収容

犬・猫の引取り・返還・譲渡・殺処分数(平成29年度)

自治体	犬						猫					
	引取り数			処分数			引取り数			処分数		
	飼い主から	所有者不明	合計	返還数	譲渡数	殺処分数	飼い主から	所有者不明	合計	返還数	譲渡数	殺処分数
川崎市	5	77	82	55	27	5	65	315	380	0	324	44
長野県	42	449	491	342	136	9	267	875	1,142	2	789	342
新潟県	33	217	250	153	81	12	694	462	1,156	7	836	294

注:

- ・引取り数の所有者不明の個体には、狂犬病予防法に基づく抑留を含む。
- ・所有者不明の引取り数には、県・市条例に基づく収容を含む。
- ・殺処分数には、保管中の病気等による自然死も含まれる。

(出所)環境省「犬・猫の引取り及び負傷動物の収容状況(都道府県・指定都市・中核市)」H29年度